

2014年10月17日・18日
第35回地方自治研究全国集会
(佐賀自治研)

行政社会福祉士が取り組む「法福連携」

～地域包括ケアシステム構築に向けた
法律専門職と福祉専門職の連携推進～



桑名市保健福祉部介護・高齢福祉課
中央地域包括支援センター
社会福祉士 西村 健二

桑名市 ゆめはまちゃん (ゆるキャラグランプリ2013 **三重県内第1位**)

三重県桑名市の位置環境

- 三重県北部に位置し、
愛知県・岐阜県との県境。
- 西は伊勢湾に臨み、
東は鈴鹿山脈がそびえ、
北は木曽三川が流れる。
- 名古屋まで電車、高速道路で約20分の立地で、
ベッドタウンとして発展。
- 「ホンモノカこそ、桑名力」をテーマにブランド
化を図っている。



桑名市のブランド



六華苑（旧諸戸清六邸）



多度まつり（5月4・5日）



長良川河口堰



桑名城蟠龍櫓



東海道桑名宿 七里の渡し



桑名藩主本多忠勝



日本一長いナローゲージ路線 北勢線

社会福祉士ってどんな資格？

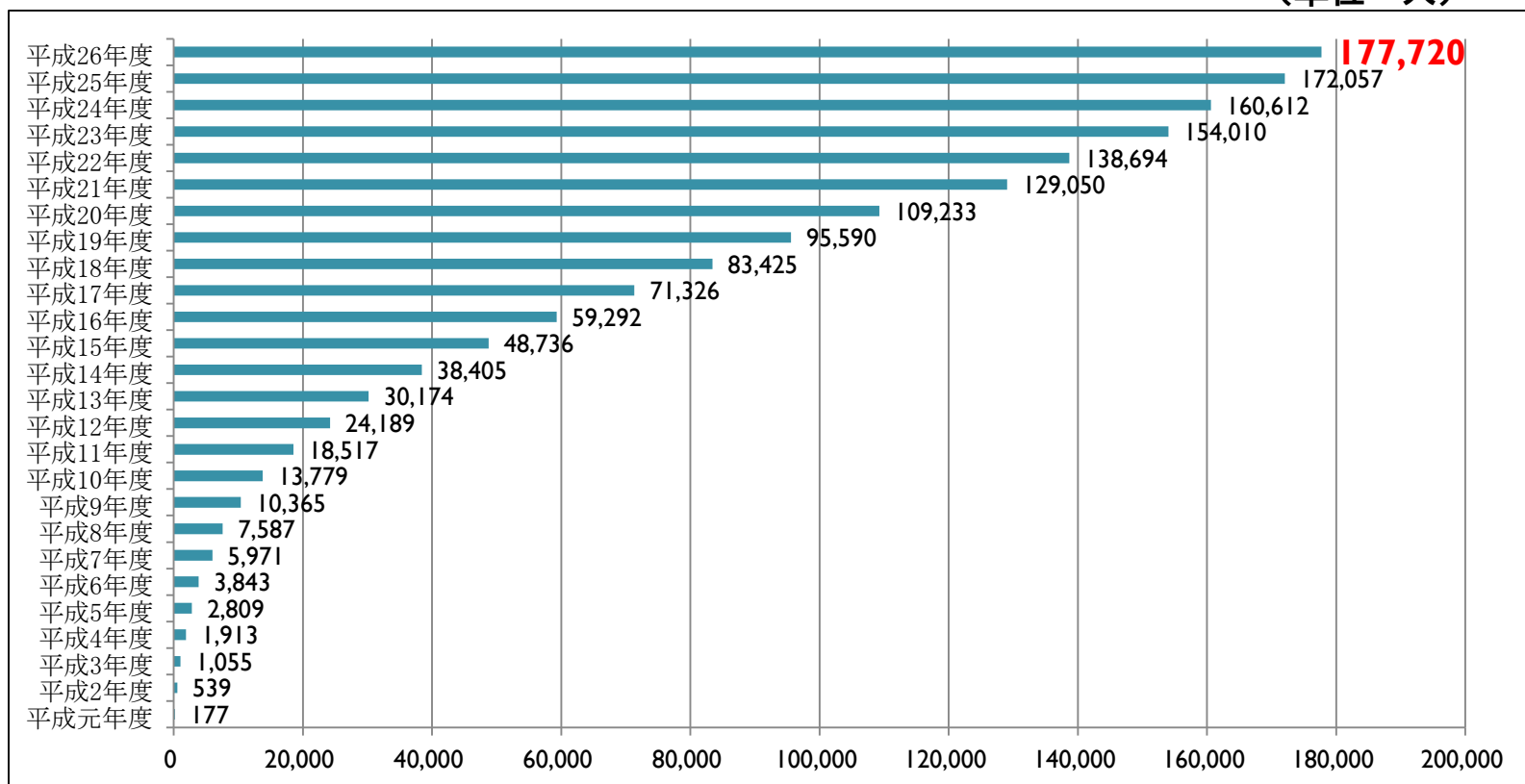
- 「社会福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（第四十七条において「福祉サービス関係者等」という。）との連絡及び調整その他の援助を行うこと（第七条及び第四十七条の二において「相談援助」という。）を業とする者をいう。（社会福祉士法第2条第1項）
- 社会福祉士は「相談」の専門職。
- 介護福祉士は「介護」の専門職。



『社会福祉士』 増加中！

- 社会福祉士は社会の多様化、福祉的ニーズの増加とともに増えている。

(単位：人)

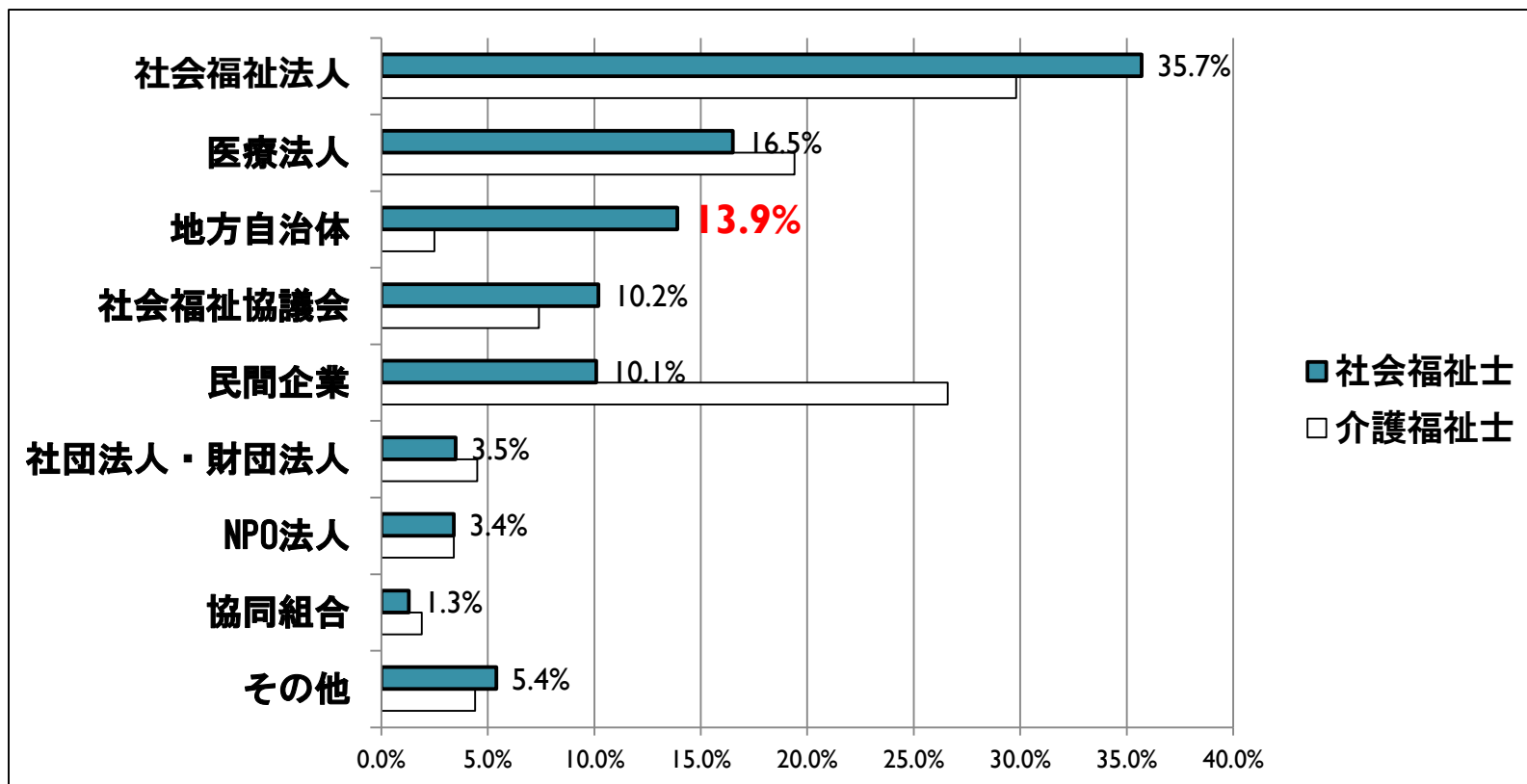


公益社団法人社会福祉振興・試験センターホームページ「登録者数の資格種別 年度別の推移」を改変、平成26年9月22日閲覧。平成26年度は平成26年7月末現在の数値。

『行政社会福祉士』 増加中！

- 地方自治体に勤務する『行政社会福祉士』も増加している。

(単位：人)

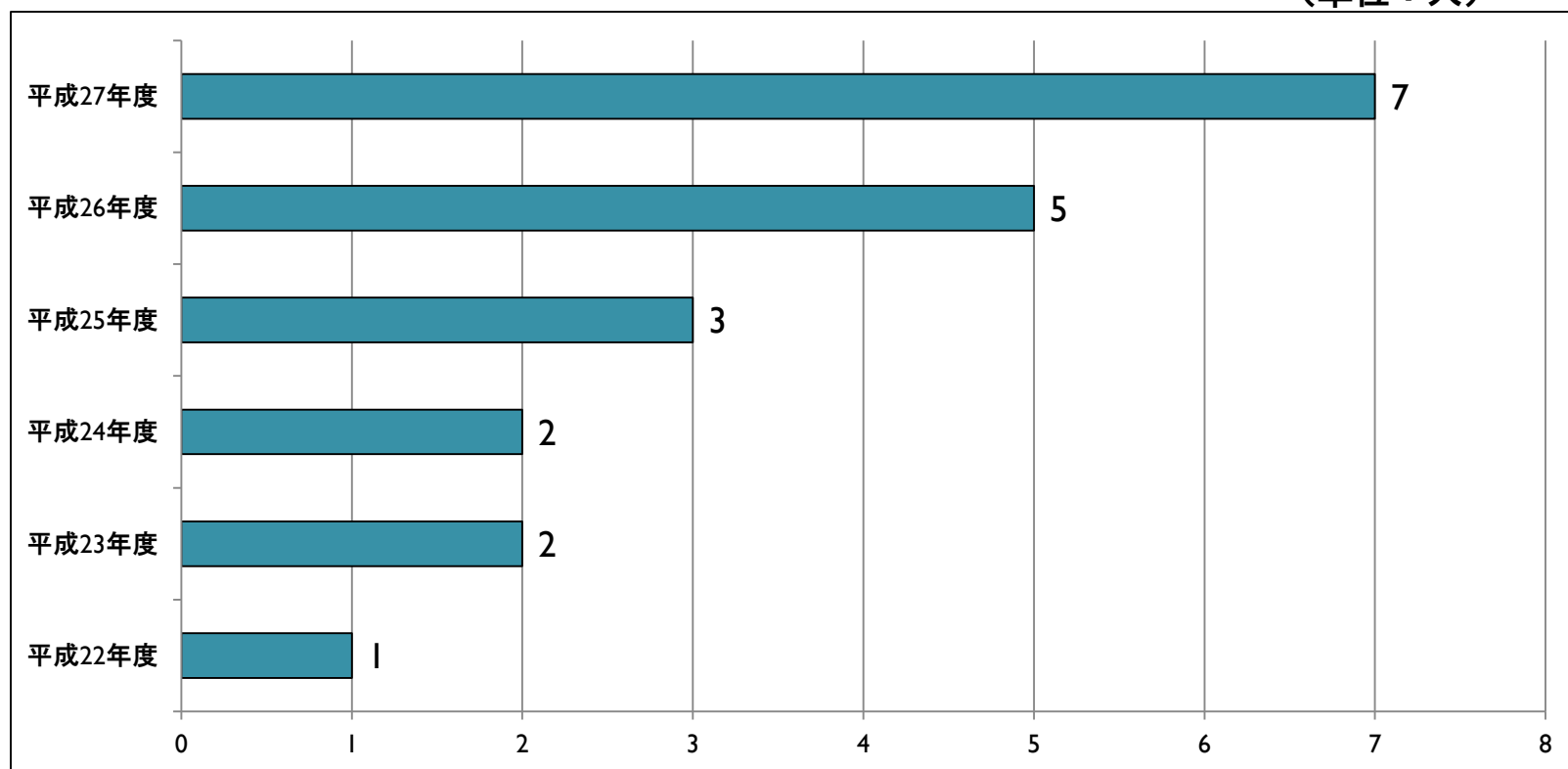


公益社団法人社会福祉振興・試験センターホームページ「平成24年度社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士就労状況調査結果」を改変、平成26年9月22日閲覧。

桑名市の『行政社会福祉士』①

- 桑名市役所でも行政社会福祉士の採用を増やしている。

(単位：人)



平成26年9月30日現在、正規職員5人の他、県派遣職員1人・嘱託職員1人が配属されている。平成27年度は採用予定の2人を加えたもの。

桑名市の『行政社会福祉士』②

- 桑名市の人口 142,721人（平成26年7月31日現在）
- 市職員数 約1,200人
- 平成26年9月30日現在の社会福祉士 7人
（県派遣職員1人、嘱託職員1人を含む）
- 社会福祉士の配属先
 - 介護・高齢福祉課 2人
 - 中央地域包括支援センター 1人
 - 障害福祉課 1人
 - 生活支援室 1人
 - こども総合相談センター 2人
（県派遣職員と嘱託職員）
- 平成27年度はさらに2名採用予定



行政社会福祉士の現状の役割

- 地方自治体から期待される現状の役割：

「一定水準以上の専門性を活かして支援困難な個別事例を支援・解決していくこと」

=セーフティネット機能の実践

- 具体的には、高齢者・障害者・児童虐待の対応、生活保護受給者の自立支援、成年後見市長申立ての手続きなど。
- つまり、問題が顕在化した事例に対して事後的に対処する業務がほとんど。
- 地方自治体側も社会福祉士は何ができるかを明確に認識しておらず、まだ果たすべき役割は定まっていないのが現在の状況。

行政社会福祉士の果たすべき役割

- 日々の業務から思い当たったこと...
- 事後的な対処ではなく、社会福祉士の専門性を活かし、事前に困難化を予防する対策をとるべきではないか。
- 果たすべき役割が明確に定まっていらないのであれば、社会福祉士自らが果たすべき役割を模索し、地域に存在価値を示すべき。
- 結果として住民に還元する利益を最大化できる。
- ⇒ **結論：行政社会福祉士は現状に甘んじることなく、能動的に自らの役割を模索すべき！**
- 以下にその実践活動を紹介する。



地域包括ケアシステム構築に向けた取り組み

- 社会福祉士は現場対応だけが仕事ではなく、福祉政策立案も担当できる。
- 私の現在の業務

①現場の仕事：困難事例の対応

虐待対応、成年後見市長申立てなど

②政策の仕事：福祉に関する政策立案

地域包括ケアシステム（※）構築に向け、

地域課題の把握を担当



- 2014年7月11日、187頁におよぶ『「桑名市における『地域包括ケアシステム』の構築に向けた地域課題の把握のための調査～『地域ケア会議』での個別事例の検討を通じて～」報告書』発行、全文を社会福祉士が執筆。
- ※ 地域包括ケアシステム…高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた**地域で**、自分らしい**暮らし**を人生の最期まで**続ける**ことができるような地域の**包括的な支援・サービス提供体制**（厚生労働省「地域包括ケアシステム」ホームページ、2014.7）。

「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組み

個別事例の検討を通じた地域課題の把握

- 地域課題の解決に資する地域資源の創出のための方策を検討する前提として、「地域ケア会議」で個別課題の解決を通じて蓄積された知見に基づき、個別事例を分析し、地域課題を抽出することは、重要。



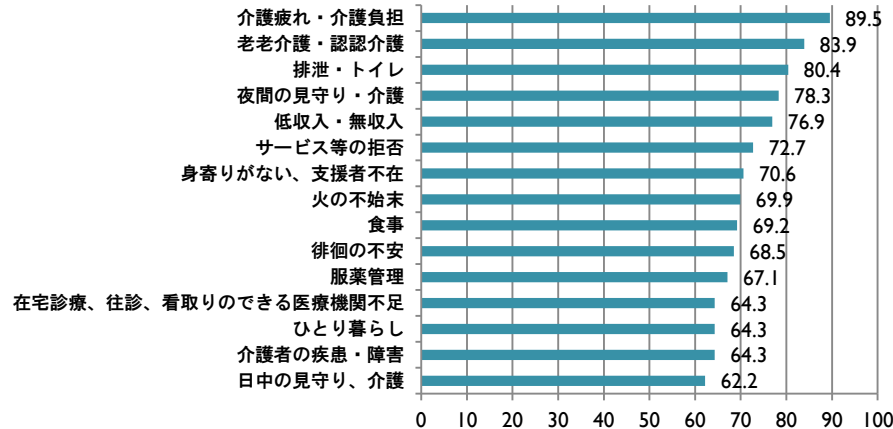
- 平成25年12月～平成26年6月の間、8回にわたり、中央地域包括支援センター又は各地域包括支援センターにおいて、必要に応じて介護支援専門員等の参加を得て、個別事例の検討を通じた地域課題の把握のための「地域ケア会議」を開催。
- その結果に基づき、
 - ① 「高齢者世帯の困難事例の要因等に関する調査」中間報告書（平成26年1月桑名市地域包括支援センター）
 - ② 「桑名市における『地域包括ケアシステム』の構築に向けた地域課題の把握のための調査～『地域ケア会議』での個別事例の検討を通じて～」（平成26年7月桑名市地域包括支援センター）を取りまとめたところ。

【参考】「桑名市における『地域包括ケアシステム』の構築に向けた地域課題の把握のための調査～『地域ケア会議』での個別事例の検討を通じて～」報告書の概要

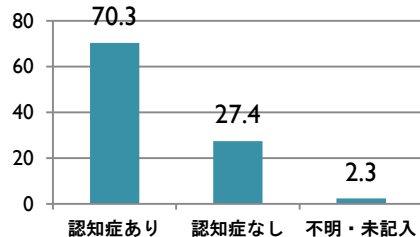
第1部 地域課題把握のためのアンケート調査

- 平成26年3月、介護支援専門員等を対象とする「地域課題把握のためのアンケート調査」を実施。
- 平成26年6月、介護支援専門員等の参加を得て、地域課題把握のための「地域ケア会議」を開催。

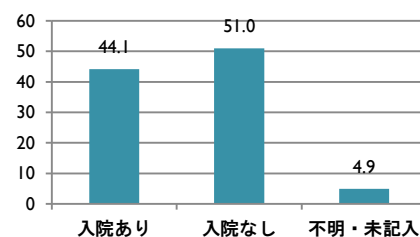
高齢者が自宅を離れた要因 (単位：%)



施設に入所した高齢者に係る認知症の有無 (単位：%)



施設に入所した高齢者に係る入所前の入院の有無 (単位：%)



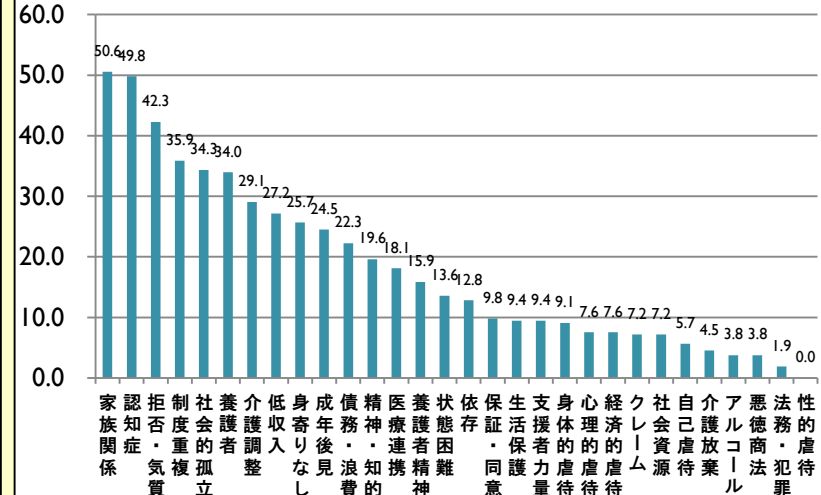
第2部 個別事例振り返りのための「地域ケア会議」

- 平成26年3～6月、個別事例振り返りのための「地域ケア会議」を開催。
- 具体的には、高齢者が自宅を離れて施設に入所した事例について、「在宅生活継続の阻害要因」を分析し、「在宅生活継続の限界点を高める方法」を検討。

第3部 困難事例要因調査

- 平成23年4月～平成25年9月の間に地域包括支援センターで対応されたすべての困難事例について、要因を分析。

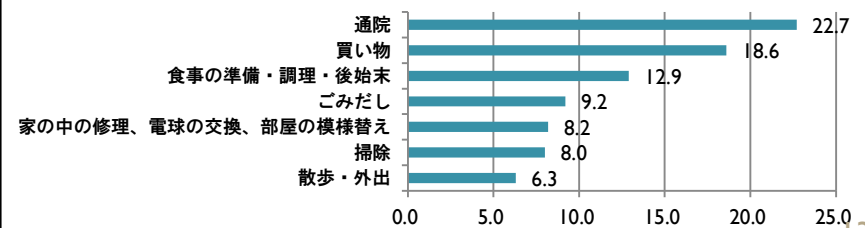
困難事例の要因 (単位：%)



第4部 高齢者「単身」「のみ」世帯の生活上の困りごと調査

- 平成25年12月、地域包括支援センター等の職員を対象とする「高齢者『単身』『のみ』世帯の生活上の困りごと調査」を実施。

高齢者「単身」「のみ」世帯の生活上の困りごと (単位：%)



詳しくは桑名市ホームページをご覧ください。
トップページで以下の部分をクリックすると、
直接「地域包括ケアシステム」へ入ることができます。
各種報告書も掲載しています。

<http://www.city.kuwana.lg.jp>



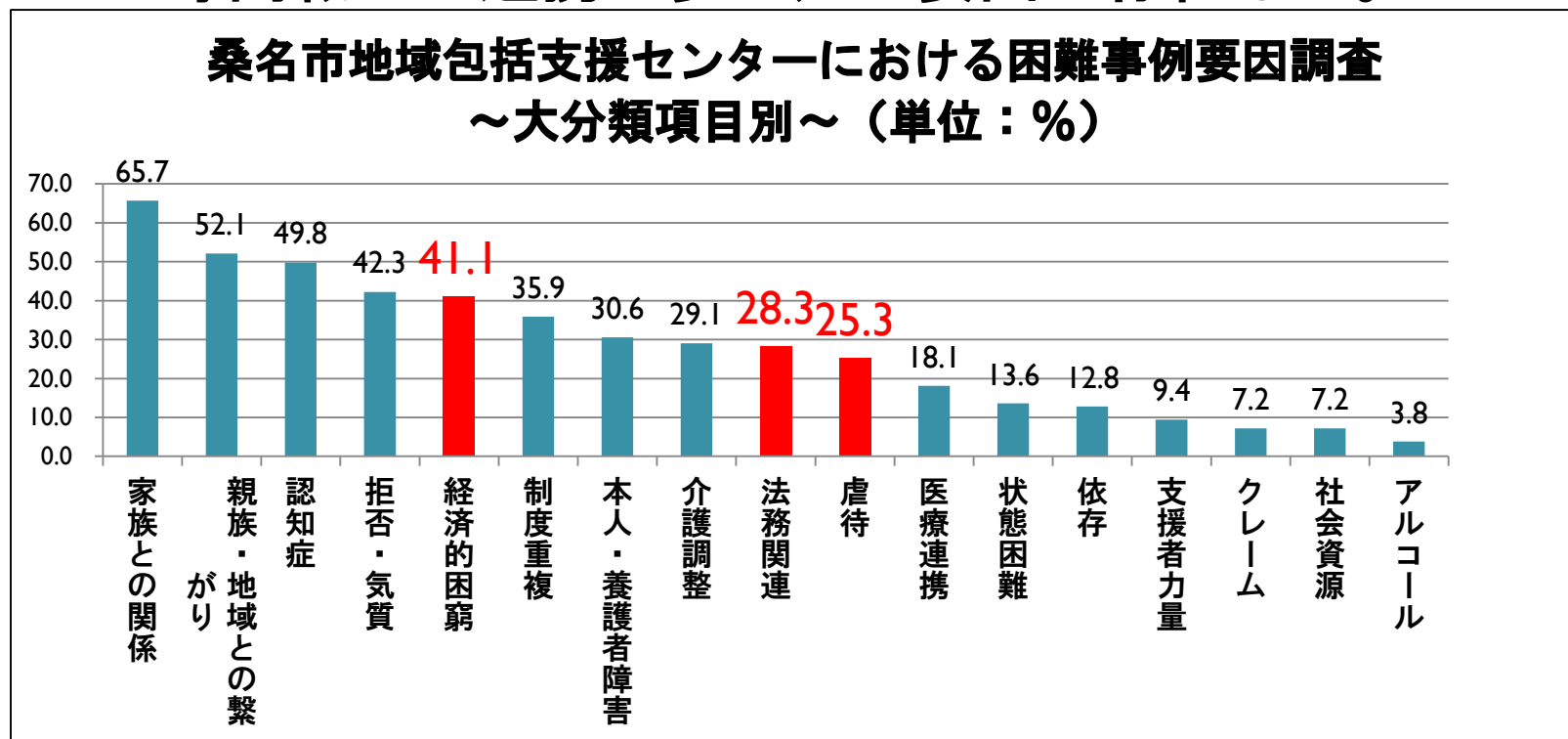
トップページのここをクリック！

困難事例要因調査の実施

- 2013年11月1日、地域課題把握のために「**桑名市地域包括支援センターにおける困難事例要因調査**」を実施。
- 困難事例の定義：解決のために、通常の支援事例より、多くの時間や労力を費やす等、支援者（機関）が何らかの困難を感じた事例。
- 2011年4月1日～2013年9月30日の2年6ヶ月の期間に地域包括支援センターが対応した困難事例の要因を悉皆調査。市内5つの地域包括支援センターから、265事例が抽出され、1,437項目の要因（1事例平均5.4項目）が存在することが明らかになった。

困難事例要因調査の結果①

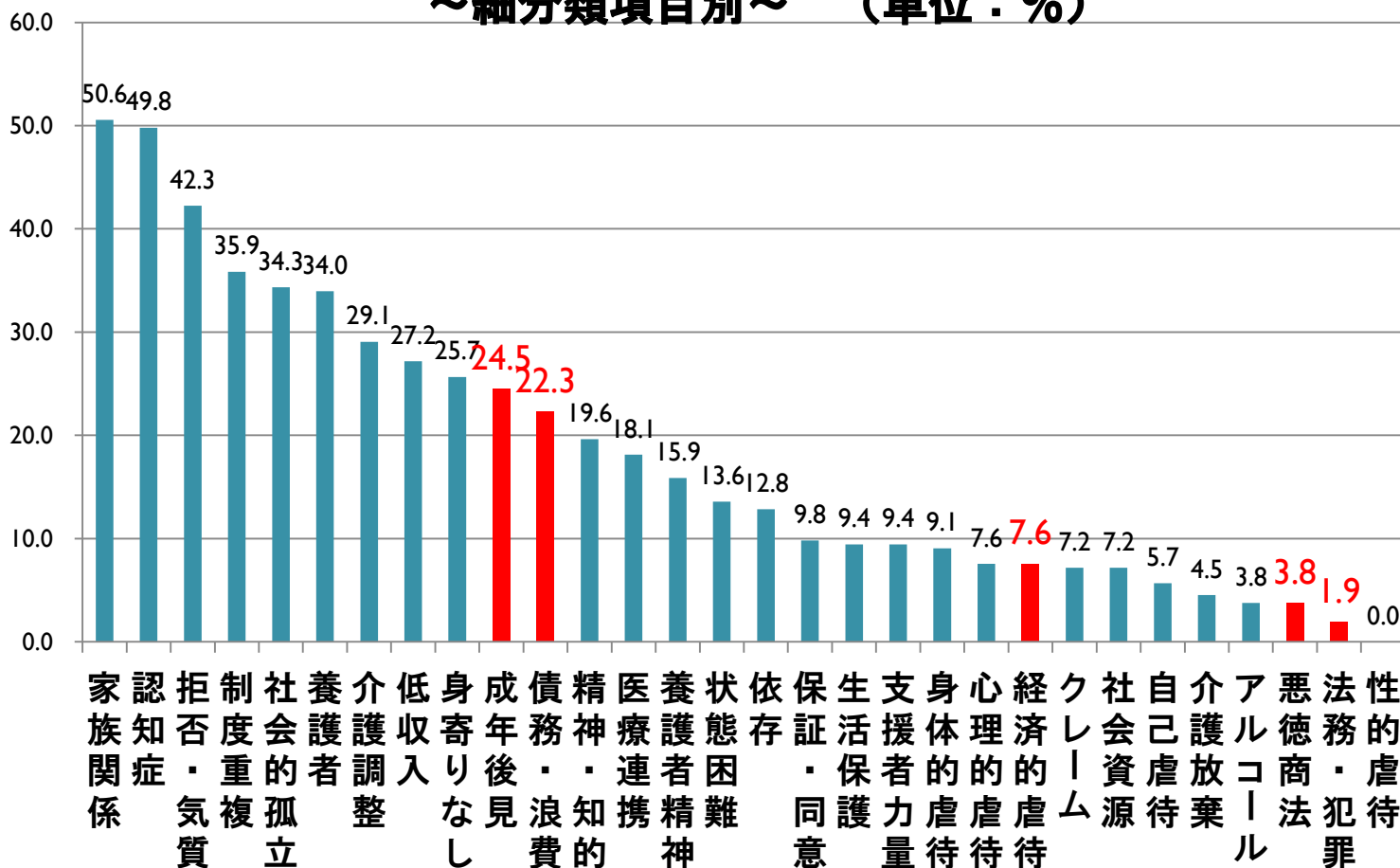
- 困難事例の28.3%に法務関連、41.1%に経済的困窮（債務整理を含む）、25.3%に虐待（対応では法律専門職との連携が多い）の要因が存在した。



西村健二著『「桑名市における『地域包括ケアシステム』の構築に向けた地域課題の把握のための調査 ～『地域ケア会議』での個別事例の検討を通じて～」報告書』149頁を改変、桑名市地域包括支援センター、2014

困難事例要因調査の結果②

桑名市地域包括支援センターにおける困難事例要因調査
～細分類項目別～ （単位：％）



西村健二著『「桑名市における『地域包括ケアシステム』の構築に向けた地域課題の把握のための調査 ～『地域ケア会議』での個別事例の検討を通じて～」報告書』147頁を改変、桑名市地域包括支援センター、2014

法律専門職との連携

- 成年後見制度の利用、債務整理、虐待対応、遺言・相続・遺贈に関する相談、消費生活被害などにおいて法律専門職との連携は不可欠。
- 地域課題：法律専門職と福祉専門職の連携（『法福連携』）が不十分。
- 『法福連携』がしっかりできれば、法律に関する課題を有する事例でも適切な支援が可能となる。
- 法福連携：法律専門職（機関）と福祉専門職（機関）の連携。「福祉」には医療も含む。
- 法律専門職：弁護士、司法書士、家庭裁判所、公証人役場、弁護士会、司法書士会、成年後見センター・リーガルサポート、日本司法支援センター（法テラス）、地域生活定着支援センターなど。

業務上の実践例①

個別支援における成功体験の蓄積

- 法律に関する課題を抱えた困難事例の解決にあたって、弁護士・司法書士などとの連携が必要な場合、委託型地域包括支援センターと法律専門職の間を行政社会福祉士が仲介していた。
- これを直接連携できるように、顔の見える関係を築く機会を設ける。
- ⇒ 司法書士による成年後見相談の同席
家庭裁判所での成年後見申立人受理面接の同席
弁護士・司法書士とのケース相談時の同席
成年後見申立支援時の法律専門職を直接紹介
法律専門職との直接相談機会の充実など

「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組み

「桑名市成年後見制度利用支援事業」

○ 成年後見制度の利用は、認知症高齢者等の保護のために重要。



○ 平成16年度より、認知症高齢者等のうち、配偶者又は2親等以内の親族を欠くもの等を対象として、市長より、家庭裁判所に対し、成年後見開始の審判を請求。

(注) 平成25年度には、市長による成年後見の申立ては、4件。
そのうち、弁護士又は司法書士によって受任されたものは、2件。

○ 平成19年度以降、毎月、成年後見センター・リーガルサポート三重支部に所属する司法書士の協力を得て、「成年後見相談」を開催。

(注) 平成25年度には、28件。



平成25年12月4日
「成年後見相談」

業務上の実践例②

地域ケア会議への法律専門職の出席

- 困難事例の支援・対応方針を話し合う地域ケア会議に法律専門職の積極的参加を促す。
- 平成24年度に開催した58回のうち16回に法律専門職が出席。
⇒内訳は、弁護士が5回5人、司法書士が7回8人、地域生活定着支援センターが4回8人。
- 平成25年度に開催した49回のうち8回に法律専門職が出席。
⇒内訳は、弁護士が3回6人、司法書士が6回13人。

【参照】2014.6厚生労働省ホームページ事例紹介スライド



「法福連携」の推進 ～法律専門職と福祉専門職の連携をめざして～(三重県桑名市)

<現状>

○高齢者からの相談内容は「成年後見制度」「債務整理」「消費生活被害」「遺言・相続・遺贈」「法律・金銭に関するトラブル」などがあり、医療・福祉専門職の知識だけでは支援が困難。

○原因として福祉専門職が法律分野の知識が少なく、法律専門職（弁護士・司法書士・公証人役場・法テラスなど）との連携も不十分。

<目標>

法律専門職と福祉専門職を有機的に結合する「法福連携」推進により、法律専門職を有効な社会資源として活用し、高齢者に対して法律面も含めた幅広い支援を実現する。

<課題解決のための具体策>

行政・地域包括支援センターが法律専門職を積極活用し、福祉専門職にマッチング⇒「顔の見える関係づくり」

☆具体策①「個別支援における成功体験の蓄積」

福祉専門職が支援困難と感じる事例に弁護士・司法書士・裁判所・公証人役場・法テラスなどを紹介し、成功体験共有の機会を提供する。

☆具体策②「法福連携のための研修開催」

福祉と法律の専門職がグループワーク形式で高齢者虐待に関する事例検討会を開催し、互いに顔の見える関係を築く機会を提供（平成25年2月開催、68名参加）。

☆具体策③「成年後見制度における法律専門職の積極的活用」

本人・親族申立て時に書類作成や後見人等受任、任意後見契約内容相談などで弁護士・司法書士を紹介。また、市長申立てでは後見人等受任を依頼。いずれも選任後は医療・福祉面を福祉専門職がフォローし相互補完する。

☆具体策④「三重県高齢者虐待防止チームへの参加」

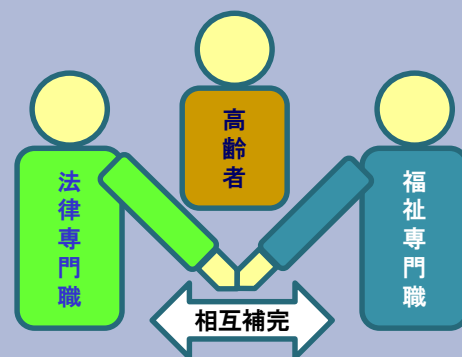
三重県・三重弁護士会・三重県社会福祉士会で組織する三重県高齢者虐待防止チームに行政社会福祉士（直営型地域包括支援センター）を参画させ、業務外でも地域の弁護士とのネットワーク構築機会を設けている。

☆具体策⑤「法律専門職による地域の福祉専門職を対象とした時間外研修の開催」

桑員社会福祉士会の定例勉強会において地元の弁護士を講師に招き、業務終了後に多重債務の勉強会を開催。



H25.2.13法福連携研修会の様子



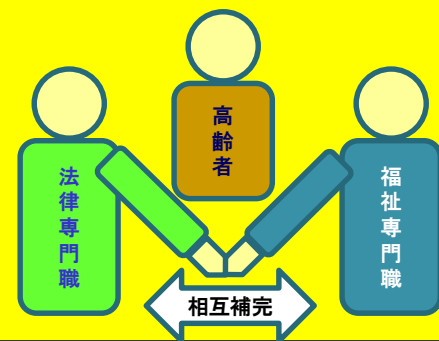
「法福連携」を活かした地域ケア会議（三重県桑名市）

<特徴> ～「法福連携が十分ではない」という地域課題を解決するための取り組み～

- ・法律専門職（弁護士・司法書士・裁判所・法テラスなど）との連携を活かし、支援困難事例に取り組んでいる。
- ・福祉専門職の知識が少ない法律面の課題に対して適切な対応ができる。
- ・法律・福祉専門職がひとつの事例に協働して取り組むことで、成功体験が蓄積され、信頼関係が生じる。
- ・市・地域包括支援センターが積極的に法律・福祉専門職の連携機会を提供し、顔の見える関係構築を目指している。

<目標>

法律専門職と福祉専門職を有機的に結合する「法福連携」推進により、法律専門職を有効な社会資源として活用し、高齢者に対して法律面も含めた幅広い支援を実現する。



<平成25年4月の実践例>

（注）個人情報保護のため内容を一部変更しています。

・ケース①「債務整理が必要な認知症高齢者の支援」（70代・女性・有料老人ホーム入居中）

アパートで独居していた際に認知症となり、テレビショッピング代金を滞納。その後、本人は転倒して入院、医療機関から連絡を受けて地域包括支援センターが支援開始。退院と同時に有料老人ホーム入居し、日常生活自立支援事業による金銭管理を開始。現在、成年後見市長申立て準備中。

・地域ケア会議での検討課題：「手持ち現金15万円とほぼ同額の債務が存在する」

出席者：本人・地域包括支援センター社会福祉士・ケアマネジャー・デイサービス管理者・日常生活自立支援事業相談員＋「**弁護士**」

⇒結論：法テラスの民事法律扶助を利用した**任意整理**手続きを進めることとした。

法福連携
個別支援
事例

・ケース②「任意後見契約書にない事態が生じた高齢者の支援」（80代・男性・精神科病院長期入院中）

精神科病院に任意入院している高齢者の判断能力が低下し、主治医より任意後見受任者に対して医療保護入院への変更が求められた。医療保護入院の保護者には後見人・保佐人しかなく、任意後見契約書の代理権にも記載がないことから任意後見受任者が対応できない事態となった。

・地域ケア会議での検討課題：「親族ではない任意後見受任者が本人を支援していくにはどうすれば良いか」

出席者：本人・任意後見受任者・地域包括支援センター社会福祉士・医療相談員＋「**司法書士**」（※県障害福祉課・家庭裁判所とは包括が事前協議）

⇒結論：任意後見受任者による**成年後見申立て**を行い、後見人となってから医療保護入院に変更する。書類作成は司法書士へ委任することとした。

・ケース③「施設入所中の高齢者に相次ぐトラブル」（90代・女性・障害者支援施設措置入所中）

身体障害で施設入所中の高齢者が認知症となって判断能力が低下したと施設から連絡を受け地域包括支援センターが支援開始。兄の死亡保険金受取、親族の行方不明、所有不動産の占有、施設への不審な訪問者などの諸問題が相次ぎ、施設は対応に苦慮していた。

・地域ケア会議での検討課題：「複数生じている法律面のトラブルに対してどのように取り組んでいけば良いか」

出席者：本人・地域包括支援センター社会福祉士・市障害福祉課・障害者支援施設長・日常生活自立支援事業相談員＋「**弁護士**」

⇒結論：**弁護士を候補者とした成年後見市長申立て**を行い、法律面の課題に弁護士が取り組んでいくこととした。

<法福連携の地域ケア会議開催にあたっての留意点>

- ・法律専門職への依頼内容を明確にしておくため、コーディネートの市・包括も法律に関する基礎知識を知る必要がある。
- ・多分野・多職種の参加があるため、方向性の統一・情報共有・進捗状況管理を徹底する必要があり、その管理者を明確にする。
- ・市・包括は日頃から法律専門職とのネットワーク構築に努める。

<まとめ>

本事例で採り上げたケースは「法福連携が十分でない」という地域課題を解決すべく取り組んだ施策のひとつであり、①個別課題解決機能と②ネットワーク構築機能を持ち、「権利擁護」をテーマとした地域ケア個別会議である。桑名市では法福連携を地域全体で進めるべく様々な取り組みを進めている（地域ケアシステム構築に向けた取組事例参照）。

業務上の実践例③

法福連携のための研修会開催

- 平成25年2月13日、法律専門職と福祉専門職が互いに顔の見える関係を築き、今後の連携に活かすことを目的に、法福連携のための第1回桑名市地域包括支援センター権利擁護研修会を開催。
- 68人参加、うち法律専門職8人（弁護士3人、司法書士5人）。
- 平成26年3月13日、第2回桑名市地域包括支援センター権利擁護研修会を開催。
- 86人参加、うち法律専門職12人（弁護士4人、司法書士8人）。
- 平成27年2月12日、第3回桑名市地域包括支援センター権利擁護研修会を開催予定。

「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組み

法務と福祉との連携

- 成年後見、多重債務、悪徳商法等について、
高齢者を支援するに当たり、法務と福祉とで
連携して対応することは、重要。



平成26年3月13日
「高齢者虐待防止研修会」

- 平成24年度以降、2回にわたり、弁護士、司法書士、医療相談員、
介護支援専門員、介護専門職、市又は地域包括支援センターの職員等の
参加を得て、講義及びグループワークを内容とする「高齢者虐待防止研修会」を開催。
(注)平成25年度には、86人の参加を得たところ。
- 平成24・25年度には、19回にわたり、地域包括支援センターにおいて、
弁護士又は司法書士の参加も得た「地域ケア会議」を開催するなど、
本人又は親族による成年後見の申立てに対する援助(33件)等を通じて
困難事例を解決。

業務上の実践例④

成年後見制度における法律専門職の活用

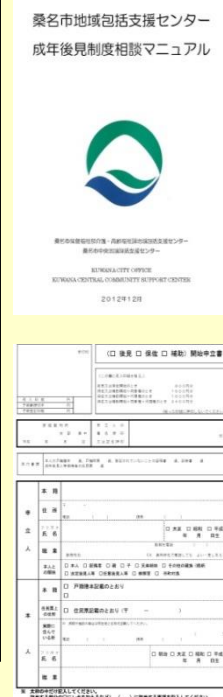
- 毎月第1水曜日9時～12時、司法書士による成年後見相談会を開催。事前予約制、無料。
- 成年後見制度の本人・親族申立支援時に書類作成委任を希望する場合、弁護士・司法書士を紹介。
- 成年後見市長申立て案件の受任を依頼。

年度	申立件数	候補者			
		弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉協議会
平成23年度	5	0	3	2	0
平成24年度	7	3	3	1	0
平成25年度	4	0	2	2	0
平成26年度	7	2	1	3	1

平成26年度は平成26年9月30日現在で申立手続中の案件を含む。

【参考】地域包括支援センターの権利擁護の充実

- 平成24年12月、
中央地域包括支援センターにおいて、
①「成年後見制度相談マニュアル」
②「成年後見市長申立て事務
進捗管理票」
を作成し、各地域包括支援センターで
共有。



「成年後見制度
相談マニュアル」

	担当部署		対象者1
	市役所	担当包括	A
担当包括			中央
後見人等			A'
本人面談(判断能力確認・アセスメント)	○		済
本人面談(判断能力確認・アセスメント)		○	済
戸籍謄本収集	○		済
住民票収集	○		済
登記されていないことの証明書収集	○		済
資産状況確認(預金通帳等流動資産)	○	○	済
資産状況確認(登記簿謄本等固定資産)	○		—
診断書作成(医療機関に依頼)	○		済
照会書作成		○	済
親族同意確認		○	済
本人への説明と申立て意思確認		○	済
親族同意書・送付手紙提出		○	済
候補者職種検討	○		弁護士
候補者調整	○		済
申立て書類作成	○		済
審査会	○		○月○日
候補者書類準備	○		—
上申書作成	○		済
申立て書類提出	○		○月○日
申立人受理面接日予約(水・金曜日のみ)	○		済
申立人受理面接	○		○月○日
審判			○月○日
審判書到着	○		○月○日
審判確定	○		○月○日

「成年後見市長申立て事務進捗管理票」

- 地域包括支援センターの権利擁護について、
「個人プレー」から「組織プレー」へ転換。

業務上の実践例⑤

法律専門職向け認知症サポーター養成講座の開催

- 平成26年6月24日、法律専門職を対象とした認知症サポーター養成講座を開催。
- 57人参加、職種別人数は以下の通り。
- 弁護士2人、司法書士12人、行政書士18人、社会保険労務士8人、土地家屋調査士6人、不動産鑑定士1人、税理士4人、事務職員11人（職種には重複あり）。
- 研修終了後に地域包括支援センター長との交流機会を設ける。



【参考】「法務専門職向け認知症サポーター養成講座」

○ 成年後見を受任する
法務専門職に対し、認知症の
高齢者が在宅で生活を継続する
意義について、意識の啓発を
図ることは、重要。



平成26年6月24日
「法務専門職向け認知症サポーター養成講座」

○ 平成26年6月、初めて、中央地域包括支援センターにおいて、
各地域包括支援センターのほか、弁護士会、司法書士会
及び成年後見センター・リーガルサポートの協力を得て、
「法務専門職向け認知症サポーター養成講座」を開催。

(注) 行政書士、司法書士、社会保険労務士、土地家屋調査士、税理士、弁護士、不動産鑑定士など、

57人の参加を得たところ。

業務外の実践例①

三重県高齢者虐待防止チームへの参画

- 平成19年度に三重県、三重弁護士会、三重県社会福祉士会の三者で組織。
- 県内を5ブロックに分け、それぞれに弁護士・社会福祉士を配置。
- 委員は三重弁護士会と三重県社会福祉士会から選出され、県内市町・地域包括支援センターからの相談に対応。
- 委員は会議出席を除いて無報酬だが、行政社会福祉士の使命として受任。
- 緊急の場合を除いて時間外や休日に活動。

業務外の実践例②

各種研修会での講師依頼

- 時間外においても、弁護士・司法書士に各種研修会の講師を依頼し、法律専門職と福祉専門職のネットワーク構築を図っている。
- 三重県健康福祉部長寿介護課主催の虐待対応に関する研修会・交流会などで弁護士に講師を依頼。
- 平成26年6月28日には桑名市の行政社会福祉士が市内の弁護士とともに取り組んだ虐待対応事例を一緒に報告。



業務外の実践例③

外部での発表、報告

- 平成23年7月、第21回アジア・太平洋ソーシャルワーク会議において「**Prevention of economic poverty utilizing FP techniques**（FP技法を用いた経済的困窮予防ソーシャルワークモデルについて）」発表。
- 平成23年12月、第28回三重県地域医学研究会において「FP技法を用いた新たなアセスメント手法の構築について」発表。
- 平成24年1月、第64回三重県公衆衛生学会において「相談援助におけるFP視点導入に関する一考察」発表。
- 平成25年9月、2013三重県地方自治研究集会において「行政社会福祉士が取り組む「法福連携」―地域包括ケアシステム構築に向けた法律専門職と福祉専門職の連携推進―」発表、優秀賞受賞。
- 平成26年7月、日本社会福祉士会第22回全国大会・社会福祉士学会において「桑名市地域包括支援センターにおける困難事例要因調査 ～地域包括ケアシステムのボトムアップ型構築法確立を目指して～」発表。
- その他、各種研修会・会議・講座・ホームページ・報告書等において取り組みを発表。

今後の課題

- 現在の行政社会福祉士に期待されている役割は、
「一定水準以上の専門性を活かして支援困難な個別事例を支援・解決していくこと」に過ぎない。

事後的⇒予防的
受動的⇒能動的

個別的⇒地域的
一般的⇒専門的

- 以上、4つの要素を転換・拡大して、新たな行政社会福祉士の役割を模索していくべき。
- 少数ながらも増加傾向にある行政社会福祉士の連携、組織化を図り、存在価値を示し、地域と地域住民に還元する利益の最大化を図るべき。

まとめ



- 私たち行政社会福祉士が目指すのは、
「専門性を活かした地域づくり（机上）」
- しかし、もっとも重視すべき点は、
「住民の尊厳を守ること（現場）」
- 行政社会福祉士は「机上」と「現場」の両方で仕事をこなす必要がある。
- 徐々に実績を重ねて信頼を得、存在価値を示すことで、最終的には地域に還元すべき利益の最大化を図るべき。
- 行政社会福祉士の活躍はこれからが本番！

ご清聴ありがとうございました

